

# ふくし TIMES

http://www.knsyk.jp

vol. 741



ともしび運動

2013. 8

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



（撮影・菊地信夫）

## 「街の家族」に支えられ

今年5月に横浜市青葉区へ引っ越してきた小黑直子さんは、地域の子育て支援グループから、地域交流拠点「街の家族」を紹介された。野菜栽培や食事づくりを通し、お年寄りや同年代の母親と交流することで、地域での新たな“家族”も増えてきたと言う。

「ここに来ると知り合いが増え、お年寄りからさまざまなことを学べる。これからも参加したい」と小黑さん。“家族”の力も借りながら子どもの成長を見守り、また地域の力にもなりたいという前向きな気持ちが、その表情から伝わってくる。 【関連記事12面】

## contents

- 02 特集 よりよいサービス提供を目指して事業所の自己評価をサポート
- 04 NEWS & TOPICS
  - ・社会的養護関係施設の第三者評価・自己評価
  - ・若年期認知症者にとって心を緩められる居場所を地域に
- 06 私のおすすめ インターネットを使って便利に旅行を計画してみませんか
- 07 福祉最前線 (N)女性・人権支援センターステップ
- 08 連載 いま、そこにある貧困の現実(第5回)
- 10 県社協のひろば
- 12 第12回かながわ高齢者福祉研究大会開催報告
- 12 かながわ<sub>Net</sub>情報
- 地域交流拠点「街の家族」(横浜市青葉区)

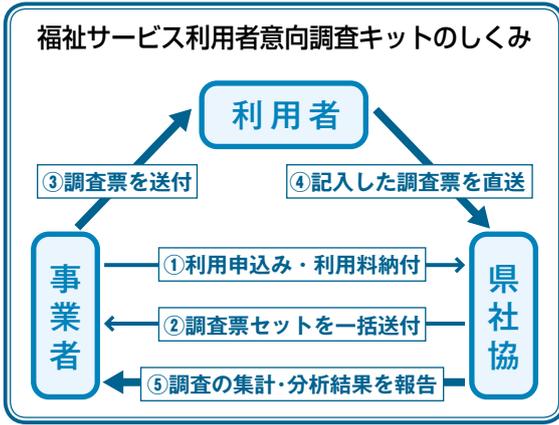
# よりよいサービス提供を目指して 事業所の自己評価をサポート

## 「福祉サービス利用者意向調査キット」の取り組みから

「福祉サービス利用者意向調査キット」とは、本会が平成18年度より開発を進め、翌19年度より事業所の皆さまへ提供している自己評価支援のツールです。事業所の自己評価の一環である利用者の意向調査を本会が代行することで、利用者の本音を引き出しやすくし、利用者の意向を踏まえたより良いサービス提供につながることを、そうした結果を職員のやる気につなげ、サービスの質の向上に役立ててもらおうことを目的としています。今回は、この6年間の取り組みから見えてきた現状をお伝えします。

### 「契約」とサービス評価の動き

平成12年6月に施行された社会福祉法には、福祉サービスの提供者に対し「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ず



ることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」（第78条）と規定されています。

これは平成12年施行の介護保険法、同15年施行の障害者支援費制度、同19年以降の保育制度改革等に象徴されるように、利用者と事業所との「契約」に基づいたサービス利用・提供が行われるようになったことと無関係ではありません。認可保育所運営への株式会社への参入が可能になるなど、福祉サービス市場は拡大する一方で、利用者側も自らサービスを「買っている」という意識が高まり、事業所はサービスの質と量の面で、より高い水準が求められるようになりました。

福祉サービスの評価には、結果の公表がなされ社会的信用も高い「第

三者評価（※）」と、公表は義務付けられていないながらも評価の基本的指標といえる職員の「自己評価」、利用者の声を聞く「利用者アンケート」等があります。

評価の結果、利用者が満足していることが示されれば、事業所で働く職員の意識の中に、「仲間と課題を共有してケアを行った結果、利用者に満足してもらえた」という達成感や充実感が生じます。それがさらに「より良いサービスを提供したい」という意欲につながり、一層の利用者満足に発展していくという、満足

の好循環を生み出していきます。「福祉サービス利用者意向調査キット」（以下、「キット」）はこうした自己評価活動が積極的に取り組まれることを願って、本会が開発してきたものです。個々の事業所や法人で活用してもらおうほか、一部の第

### ※ 第三者評価とは？

社会福祉法第78条を受けて厚生省（当時）が「福祉サービスの第三者評価に関する報告書」（平成13年3月）を提示したことから「第三者評価」という名称が一般化した。文字通り事業所の関係者ではない第三者の目を通した評価を受けることで、サービスの質の向上と事業の透明性が期待できるとされる。受審は原則として任意だが、社会的養護関係施設は3年に1回の受審が義務付けられている。【関連記事4面】

三者評価機関では、評価を構成する「利用者アンケート」として利用されています。

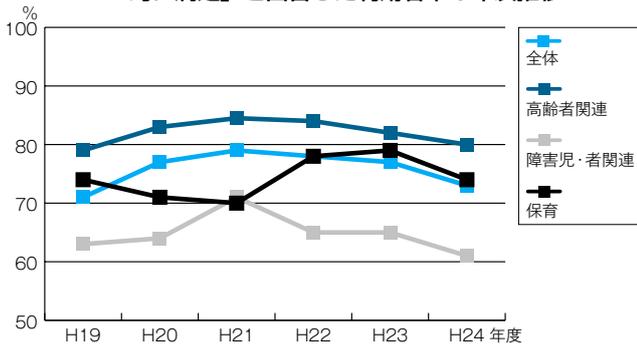
### キット利用の件数推移と利用者満足度

本格的に実施するようになった平成19年度からの、種別ごとのキット利用事業所数および利用法人数は「グラフ1」のとおりです。

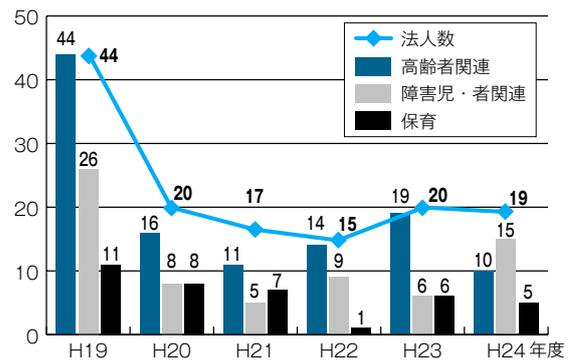
平成19年度はさまざまな法人や事業所にモニターとしてご協力いただいた経緯もあり、44法人・81事業所（サービス）と、6年間で最多となっています。その後5年間は20以下の法人数、概ね30前後の事業所数で推移しています。定期的に利用する事業所も増え、昨年度には6回目の利用となるところもありました。

平成19年度は高齢者関連事業所が全体の半分以上を占め、障害児・者関連の事業所が全体の3分の1。そ

【グラフ2】事業者のサービスに「全体的にとても満足」「全体的に満足」と回答した利用者率の年次推移



【グラフ1】事業所種別利用事業者の数と法人数の年間推移



「もっと外出したい」「働きたいから仕事を紹介してほしい」「旅行に行きたい」等の生活に前向きな記述が最も多いのも障害児・者事業所の特徴です。

その一方、障害に限らず在宅で過ごすことが難しい状況にある利用者からは、福祉サービス事業所が安全で快適な空間であり、本人にとっても家族にとっても安心できるとの声につながり、結果として満足度が高めとなる傾向にあります。

の後の4年間も高齢者関連が最多という状況が続きましたが、昨年度は初めて障害児・者関連事業所が上回っています。また、保育事業所については、平成20年度以降、5年間の平均は5・4事業所です。

種別ごとに質問項目は少しずつ異なりますが、調査票では全種別とも「事業所のサービスに対する全体的な満足度」を聞いています。評価の高さ（5段階評価で「全体的にとても満足」「全体的に満足」と回答）を比較してみると、平成21年度を除き、高齢者関連事業所が80%以上、障害児・者関連事業所が60%以上、保育事業所が70%台で、種別ごとに差が見られます。【グラフ2】

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団  
アガペ壱番館 館長 田中 誠一



利用者 と 事業者の かけ橋 として  
～障害福祉施設の視点からキットを利用して

障害福祉制度はこの10年間ほど激動期でした。特に、利用者と事業者の契約に基づいたサービス利用では、社会福祉法第78条の「福祉サービスの質の向上のための措置等」が事業者評価に直結するものとなりました。福祉サービス評価には複数の選択肢が準備されており、サービス利用者および提供するサービスメニューに応じて選ぶのが良いと思います。利用者自身による評価、利用者の意向を確認しながら想いをくみ取って行う評価、そして利用者からの直接的評価が得られない場合のご家族による評価等に区分されます。

私の事業所も以前は第三者評価を利用していましたが、利用者の居住から生活のすべてを支援するには、利用者から直接、生の評価をいただくのが最良と考え、隔年で「福祉サービス利用者意向調査キット」を実施しています。利用者 と 接する時間が長い分、施設入所支援事業者には厳しい評価結果となることもありますが、利用者の心の声に耳を傾けて事業計画・職員研修に反映し、より良いサービス提供につなげたいと考えています。

※ 本会ホームページもご参照ください  
URL [http://www.knsyk.jp/s/soudan/madoguchi\\_houjin\\_kit.html](http://www.knsyk.jp/s/soudan/madoguchi_houjin_kit.html)

**利用者意向を 的確にキャッチするために**

事業所に気を遣って思うことが言えず、単に「満足」という回答を得るより、「もっとこうだったら良いのに」「私はこうしたい」という利用者自身の率直な声を聞きとることがこのキットの目的ですから、それらの低い評価は必ずしも「悪い結果」であるとはいえません。「施設内で居室移動したが、実は嫌だった」「お迎え時に先生が忙しそうで話し掛けづらい」「給食の献立表がほしい」等、日々のケアの中では気づかないこと

も多いものです。第三者評価や事業所のあらゆる自己評価等に共通していえることですが、低い評価結果が表れた部分こそ、その事業所の「伸びしろ」であるといえるのではないのでしょうか。

キットの活用は、利用者 と 事業所のコミュニケーションのツールです。第三者評価や自己評価とも組み合わせながら、事業所や職員にとつての気づきと、自らが提供するサービスの質を確かめることにつながるものとして活用いただくことを願っています。

(社会福祉施設・団体担当)

**社会的養護関係施設の第三者評価・自己評価**—情緒障害児短期治療施設の現状を中心に

虐待を受けて心に傷を持つ子ども・障害のある子ども・DV（家庭内暴力）を受けた母子など、家庭環境上、公的な支援を必要とする子どもは増え続けています。こうした子どもたちを支える社会的養護の仕組みは、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等で、施設長による親権代行等の規定もありません。このような権限も与えられている公的施設である以上、それに見合う施設運営の質が担保される必要があります。

そこで国では、平成24年度から、社会的養護関係施設に対して毎年の「自己評価」と、3年に1度の「第三者評価」の受審・公表を義務づけました。子どもと家族の権利擁護や職員の資質の向上など、子どもを中心とした支援体制づくり・施設運営に役立たせよ

**【参考】社会的養護の施設運営指針とは？**

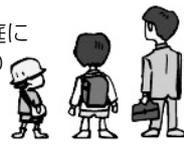
**<各指針に共通する内容>**

「社会的養護の基本理念」  
子どもの最善の利益／すべての子どもを社会全体で育む  
「社会的養護の原理」  
家庭的養護と個別化／発達の保障と自立支援／回復を目指した支援／家族との連携協働／継続的支援と連携アプローチ／ライフサイクルを見通した支援

**<各指針案の特徴>**

- ◆児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ◆乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ◆情短施設：心理治療、「児童心理治療施設」の通称
- ◆児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ◆母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ◆里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

（厚労省「社会的養護関係施設の第三者評価等について」より本会作成）



**情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価**

うというものです。「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定された、児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設（以下、「情短施設」）・児童自立支援施設・母子生活支援施設・里親およびファミリーホーム（全6種別）の施設運営指針【参考】に対応した第三者評価基準により、原則として、全国共通の評価が行われます。

ここでは、私の所属する情短施設について述べてみます。情短施設

設は子どもの心理治療を目的にした施設です。不登校など学校に適應できなかった子どもが多く、通常級では適応が難しいので、学校生活に適應する力をつける支援を行うために、ほとんどの施設に施設の子どものための分教室・分校があります。心理士・医師の配置もあり、福祉・医療・心理・教育の専門家が協働して子どもの治療を行っています。

現在入所している子どもの7割以上が被虐待児で、4割弱が精神科の薬物療法を受けていて、3割弱が広汎性発達障害を疑われる子どもです。本県（1施設）を含め、全国に38施設あります。

情短施設では、対人関係の不得手な子どもたちが集団生活を送っていますから、自分の意に沿わない相手に対して嫌がらせをされたと感じて攻撃するなど、さまざまなトラブルが起きます。トラブルを職員に助けられながら解決し、自分の課題に取り組み、人とかかわる技能も身につけていきます。

しかし、職員集団が子どもの理解を共有し、協働して子どもの支援に当たる風土がないと、職員が余裕を失い、自分ひとりでなんと

かしようと追い詰められ、子どもを威圧して従わせようとするなど子どもたちに非支援的なかかわりをする可能性があります。

第三者評価は治療に対する評価ではありませんが、権利擁護や職員の資質向上などの観点から運営を評価することで、より支援的な施設の風土をつくることに役立ちます。

**子どもの権利擁護と職員の資質向上に向けて**

閉じられた施設での営みは独善的になりやすく、社会に開かれていなければならない。第三者評価はそのよい機会になります。

始まったばかりの第三者評価は、評価基準が十分に練られていなかったり、評価者が社会的養護関係施設の評価に不慣れであるなどの問題があります。評価を重ねる中で、より良い運営のための基準づくりと評価者の育成をしていく必要があります。

※社会的養護関係施設の第三者評価結果は全社協ホームページ（<http://nakyohyokkanet/>）で公表中です

（横浜いずみ学園 高田 治）

# 福祉のうごき

2013年6月28日～7月29日

Movement of welfare

## ●「使用者による障害者虐待の状況等」を公表

6月28日、障害者虐待防止法により、障害者を雇用する事業主など「使用者」による障害者への虐待の状況が初めて公表された。障害者虐待が認められたのは133事業所で、虐待を受けていた障害者は194人。賃金等が支払われない、本人了解を得ずに現金を引き出す等の「経済的虐待を受けた知的障害者」(133人)が最も多かった。

## ●非正規労働者が2千万人を超える

7月12日、総務省は「平成24年就業構造基本調査結果」を公表し、非正規労働者数が2042万人を超え、特に全体の3割を占める「35歳未満」が20年前から上昇傾向にあると伝えた。また介護者557万人のうち、60歳以上が約5割を占める現状も明らかになった。

## ●成年被後見人の選挙権回復

公職選挙法改正により、7月21日の第23回参議院議員通常選挙より成年被後見人の選挙権が回復した。同法では、入院・入所中などで当日投票できない人の不在者投票についても、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等において、外部立会人の確保に努めるよう定めた。

## ●平塚市病後児保育事業実施へ

平塚市では、8月1日から、病気の回復期にある生後6カ月から小学3年生までの子どもを預かる、病後児保育室「なでしこ」を開始する。

## 若年期認知症者にとって心を 緩められる居場所を地域に

7月7日、若年期認知症社会参加支援センタージョイント（東京都新宿区）の比留間ちづ子所長を講師に迎え、（公社）認知症の人と家族の会神奈川支部主催の「若年期認知症本人・家族のつどいと講演会」が開催されました。

働く世代の認知症発症は、とりわけ生計に与える影響が大きく、親の介護や子どもの就学期に重なるなど、生活課題を複合化させていきます。また、高齢者向けの介



七夕に合わせて、本人と家族の願いを込めた短冊が飾られました

※「若年期認知症本人・家族のつどいと」は県内各地で随時開催中【(公社)認知症の人と家族の会神奈川支部の連絡先は11面参照】

護保険サービスになじめない、要介護度が低く判定されてサービスが十分に確保できない等、制度の狭間に置かれた状況は、本人と介護者の孤立につながる要因の一つともなっています。  
「医療・福祉現場の職員が『認知症は何も分からなくなってしまう

う病』と一括りに考えていないか。若年期認知症の人たちはできなくなったことへの自覚が強く、心が擦り切れるほど悩んでいる。戸惑いながら生活する本人・家族が心を緩めて病と向き合う場、普通の生活を支えられる安定した居場所をつくらなくては」

就労を意識した軽作業や地域交流拠点の清掃などを積極的に進める比留間さんのこうした投げ掛けに、参加者の多くが大きくうなずき返し、支援に向けた課題を共有する姿が見られました。

（企画調整・情報提供担当）

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

**京浜警備保障株式会社**

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内  
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人  
**神奈川県福祉研究会**  
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)  
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)  
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)  
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)  
代表理事 八木 持雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい  
デザイン・印刷・ホームページ制作



**きかん印刷**  
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12  
営業部 TEL045(785)1700/0 FAX045(784)8802  
制作部 TEL045(785)1708 FAX045(780)1588  
http://www.kki.co.jp/

# 私のおすすめ

## インターネットを使って 便利に旅行を計画してみませんか

今年も猛暑が続いていますが、この時期はお出かけを計画している方も多いのではないのでしょうか？最近では、インターネットの検索機能や情報サイトが、旅の計画づくりにとても役立ちます。

そこで今回は、普段パソコンを使っていない方、インターネット初心者の方にも分かりやすい、お出かけ先のバリアフリー情報の探し方を紹介したいと思います。

### + ❖ 行き先を決める

まずは行きたい場所を決めましょう。インターネットの検索サイトを使えば、簡単にバリアフリー情報を見つけることができます。お出かけ先の公式情報はもちろんのこと、最近では個人のブログなどからも目的地のバリアフリー情報を入手できることがあります。

検索ワード

お出かけ先の候補を探すのに困ったら、「ピクニック」という民間の検索サイトもおすすめです。



「食べる」「遊ぶ」「泊る」など、カテゴリ別のおすすめ情報も検索できて便利です！



### + ❖ 交通手段を探す

行き先が決まったら、交通手段を調べてみましょう。以前は時刻表とにらみあって探すというのが一般的でしたが、今ではインターネットで、目的地までの電車やバスの乗り換えをあっという間に検索できます。

でも、お出かけ先の駅は利用しやすいか、トイレについても気になる場所ですね。そんなときは、「らくらくおでかけネット」が便利です。交通経路の検索結果とともに、駅構内の案内図やバリアフリー情報も

今月は ⇒ (N)神奈川県障害者  
自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC (キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

<連絡先> [法人本部] 厚木市愛甲1-7-6

☎046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

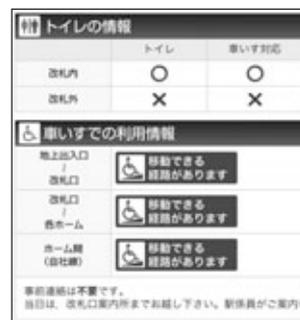
E-mail [info@kilc.org](mailto:info@kilc.org)



併せて表示されます。



移動方法を確認できるので、旅先で、いざというときも安心です



### + ❖ バリアフリーのホテルやツアーも

せっかくの夏、いつもより遠くへお出かけしたい…という方もいらっしゃるかもしれません。「インターネット版『全国車いす宿泊ガイド』」では、各地のホテルのバリアフリー情報が掲載されています。このほかにも、インターネットの検索機能を使うと、国内はもちろん、バリアフリーに配慮された海外旅行ツアーが見つかります。では皆さん、インターネットを上手に使って、快適な夏のお出かけをお楽しみください。

検索ワード

## インフォメーション

■バリアフリー福祉機器情報ポータルサイト「ピクニック」

(株)フォレストブルー  
URL <http://www.pick-nic.com>

■らくらくおでかけネット

(公財)交通エコロジー・モビリティ財団  
URL <http://www.ecomo-rakuraku.jp>

■インターネット版「全国車いす宿泊ガイド」

(社)全国脊髄損傷者連合会  
URL <http://www.raqoo.jp/sys/portal/index.html>



### (N)女性・人権支援センターステップ

理事長 栗原 加代美



DVシェルターステップを平成15年設立、電話相談・面接相談・DV防止セミナー等の活動を行っている。同23年4月よりDV加害者更生プログラムを開設。

〈連絡先〉 ☎045-227-7787

E-mail npo-step@a01.itscom.net

URL <http://step7787.exblog.jp/>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

## DV被害者が温かな家庭を取り戻すために

DV（家庭内暴力）という問題が社会で認識されるようになってきましたが、本年5月に起きた伊勢原市のDV事件（元夫による殺人未遂）によって、問題の複雑さ、被害者の擁護の難しさが浮き彫りとなりました。

DVの被害者のほとんどは女性であり「自分が至らないからだめなんだ」「暴力さえなければいい人」と、正しい判断ができない精神状態に追い込まれています。経済的理由から相手と別れられない現状もあります。また加害者側も、男性・女性はこうあるべきという思い込み（ジェンダーバイアス）から相手を支配し、問題解決を暴力で行うこと（暴力容認）に疑問を感じていません。

中には命にかかわるような危険性を感じ、警察や支援センター、シェルターなどに相談する被害者もいますが、保護には限界があります。そこで、被害者が我慢または逃げるだけの解決法ではなく、加害者自身の意識を改め、更生させるという考えが、注目されるようになってきました。

(N)女性・人権支援センターステップでは、平成23年より新たに「DV加害者更生プログラム」を行っていま

す。週1回2時間、年間52回の学びを通して、参加者が暴力を用いずにパートナーに尊敬を持って接することをゴールにしています。学びの中では、暴力の原因であるゆがんだ価値観を健全なものに変える心の作業を行います。また、良きコミュニケーションのあり方を学ぶことで、8割の参加者が怒りによる衝動的な行動から解放されていきます。

現在は被害者がどんなに逃げても、加害者は野放し状態です。今後は、警察に通報が入った加害者は国が強制的に更生プログラムに参加させることができるような法整備を求めます。また現在プログラムは全国9カ所で民間団体により実施されていますが、各県1カ所での展開を期待します。

このプログラムで、暴力で壊れた家庭がもう一度温かな家庭に再生されること、加害者がいなくなることのお手伝いができることを喜びと感じております。

DV加害者更生プログラム専用窓口 ☎080-5530-8047

※女性専用の「DV加害者更生プログラム」も行っています

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

# ボランティア活動保険

全国180万人  
加入!!

Aプランは、死亡1,200万円、入院6,500円、通院4,000円、賠償責任5億円(限度額)を補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索



### 特徴は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

### ボランティア行食用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

### 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

### 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間	基本タイプ	Aプラン	…	300円	Bプラン	…	450円
保険料	天災タイプ	Aプラン	…	460円	Bプラン	…	690円

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人  
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社

(43LC12-0163 平成25年2月作成)

# 心の自律を支えるかかわり

## ～地域医療の現場から貧困と「依存症」の問題を考える～

厚労省「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書では、経済的困窮にある人だけでなく、「地域から孤立している人」や「複合的な課題を抱えている人」についても、経済的困窮と重なりあって増加しているとして、支援の必要性を示しています。今回は、こうした方々が抱える問題の一つとなっている「依存症」を取り上げ、(医)ことぶき共同診療所の取り組みを紹介しながら、背景にある問題や支援に向けた課題を考えてみたいと思います。

### 貧困と依存症

厳しい経済情勢は安定した雇用を少なくし、懸命に働いても貧困から抜け出せない状況を生み出しています。失業・病氣・家族の介護などをきっかけに社会から孤立し、貧困に陥る人たちもいます。こうした生活基盤の揺らぎは、将来への希望や自信を喪失させ、同時にさまざまな生活課題を引き起こすきっかけともなっています。

自殺・家庭内暴力・虐待・家庭崩壊・失職・借金など、依存症の背景にはさまざまな生活課題がありますが、その中には生まれ育った環境や、過去の人間関係が関係していることも少なくありません。

厳しい現実から遠ざかりたい、心の中に不安から一時でも解放されたい。そうした思いから無意識のうちに何かに依存するようになり、次第にその衝動が止められなくなっていく。依存症はこれまで大切にしてきた家族や仕事への思いを見失わせ、心と身体をむしばんでいく病氣です。

### 増え続ける依存症患者と 寿地区への流入

(医)ことぶき共同診療所(以下、「診療所」)は、簡易宿泊所の集まる寿地区(横浜市中区)の住人に必要な医療を提供することを目的に、賛同者の寄附により、平成8年に開設されました。

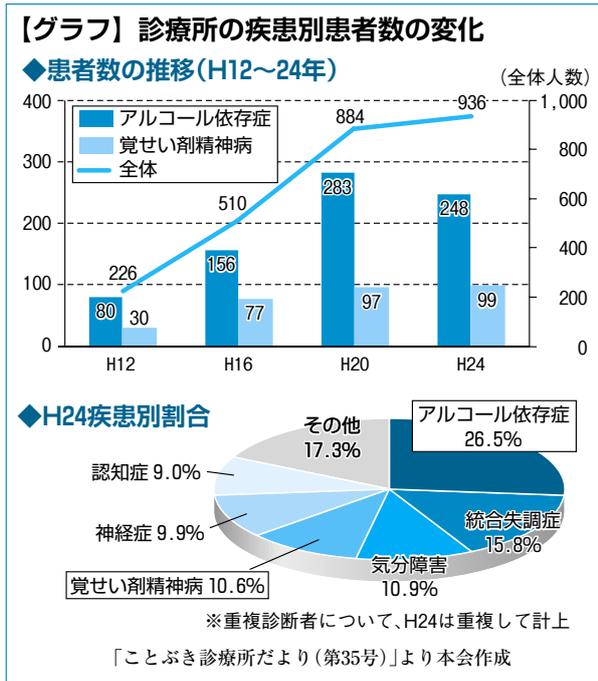
かつて寿地区は「日雇い労働者の町」とい

われていましたが、これまで港湾や建設現場で働いてきた人たちの高齢化に加え、精神疾患やアルコール依存症、中毒性精神障害を抱えながら寿地区に流れ込む人たちも増え続けています。そうした変化に合わせて、診療所は、精神科・神経科・心療内科・内科・整形外科、針灸院での診療や心理判定、精神科デイケアなど、取り組みの幅を広げました。

「患者の多くは、寿地区の簡易宿泊所に住む生活保護受給者で、通院者は一日80人以上、多い日には200人を超える。中でもアルコール依存症、覚せい剤精神病の割合が非常に高い【グラフ】と所長の鈴木伸さん。リストラなどで仕事や家を失った人たちや、刑務所等の矯正施設出所後に住む場所のない人たちが野宿等を経て、行政の支援により寿地区の簡易宿泊所に住み、診療所へとつながっている状況にあると言います。

「発症のきっかけはさまざまだが、中には幼いころに虐待を受けていたり、親が依存症であったり、家庭機能の弱さや精神的に追い詰められるような環境があったために、自己治療としてアルコールや薬物に傾倒していった人もいます。依存症患者本人が病識を持ちづらいつという特徴から、生活基盤が崩れていることに気づかないまま、結果として生活困窮に陥る人もいます。依存症は、患者本人だけに原因のある病氣とは言い切れない」

一方、全国的にも、こうした方々を受け入れる医療機関は少ないことから、治療の機会を失い、地域や家族との関係も途切れ、寿地



区に流れてきている人もいるのではないかと話します。

## かかわりの中で回復しよう

たとえばアルコール依存症の場合、治療・回復の中心は、①自助グループの回復プログラム等への参加、②通院による助言・服薬のサポート、③抗酒剤の服薬の3つを組み合わせることが一般的です。

個人的な精神療法よりも、集団によるミーティングの方が依存症の治療効果は高いといわれていますが、集団になじみにくい、コミュニケーションがとりにくいなどの理由から、ミーティングにつながらない人たちがいます。特に薬物依存症は、薬物を止めて何年か経っていても後遺症に悩まされる場合が多

く、不眠や被害妄想といった症状が、周囲との人間関係を難しくします。

「患者自身が依存症から回復した状態を維持し続けようと思えるかどうか。自分を大切にしようという気持ちや、これから再発できるという自信は、人とかかわることで積み上がっていく」と鈴木さん。

診療所では、一人で何もすることがない時間を少しでも減らしていこうと、「DOTS」(患者が通院して服薬し、スタッフが確実に見届ける支援方法)できめ細かなフォローを行ったり、待合室で自由にお茶を飲めるようにするなど、患者の「居場所」「たまり場」づくりにも知恵を絞ってきました。平成20年には、精神科デイケアの利用者の「何か仕事が見たい」という声に応え、(N)寿クリーンセンターを立ち上げ、寿地区の引越し作業等を請け負うなど中間的就労の場づくりも進めています。

「寿地区に長く住んでいた人に未申請の年金が見つかり、まとまった収入を得ることができたため、他地区にある民間アパートに転居したのだが、しばらくして帰ってきてしまった。話を聞くと『すべて整った部屋によくやく腰を落ち着けたとき、一人ぼつんとしてしまって、たまらなく淋しい気持ちになってね』と話していた。必要な支援はお金や物だけではないと思う。『つながり』と言っても、濃い関係でなくていい。お節介が迷惑だったから少し離れたらいい。それが選べることで、本当に一人きりであることとは違う」

## 心を支えていく

「意志が弱いから」「怠けているから」といった依存症への誤解はまだ根深く、社会の無理解や偏見が本人・家族を孤立させ、問題をより一層深刻化させているという指摘もあります。貧困や孤立が依存症を生み、依存症が貧困と孤立の引き金となっていく。こうした負の連鎖を止めていかなければなりません。

一方で、人の心を支える支援は、制度やサービスの枠組みでは決して測りきれない難しさがあります。

「制度やサービスの充実が生活全体の底上げにつながってきたが、そこからこぼれる課題が必ずあり、仕組みに乗ることができない人たちがいる。特に金銭管理は大きな課題であり、衝動を抑えることが難しい方への支援のあり方について悩まされることも多い。それでも本人にとって良い方法は何かを関係者の皆さんと共に考え、動き続けること。創造的であること。これまで目指してきた『敷居の低い医療』を継続していくためにも、小回りの利く医師であり、診療所でありたいと思う」

さまざまなかたちで現れる生活課題に個別に対応していくだけでなく、生きづらさを抱える人たちの視点に立ち、生活の場としての地域の実情を見直していくことの大切さ。背景にある心の課題に寄り添い、継続的な支援を組み立てていく必要があることを、診療所の実践は伝えていきます。

(企画調整・情報提供担当)

### 未来への発信 安心の創造 — 知識と経験そして確かな技術へ — 第12回かながわ高齢者福祉研究大会開催報告

7月10日、パシフィコ横浜において、高齢者福祉の最前線で活躍する福祉従事者、介護・福祉を志す学生、社会

福祉分野の大学生など2千人を超える参加者による、第12回かながわ高齢者福祉研究大会が開催されました。

本大会は、本会老人福祉施設協議会委員が中心となり、県介護福祉士養成校連絡協議会の協力を得て、大会実行委員会を設置し、研究大会のプログラム等の企画と当日の運営を担ってきました。

今回の研究発表のエントリーは141題。近年は利用



研究発表はこの11年間でのべ1,599題。発表後には、個別の質疑応答や名刺交換がフロアで展開されました（研究発表）



介護福祉を学ぶ学生が利用者役として協力（介護技術発表）

者のアクティビティに関するテーマを筆頭に、人材育成や業務改善・効率化のテーマが増加傾向にあります。またターミナルケアやチームケアにおける医療との連携場面での、介護の専門性を発揮した事例も数多く報告されました。

さらに、介護現場で実践されている技術を知ってもらうことを目的とした、今年で3回目となる介護技術発表では、20組がエントリー。これまでの「緊急時対応」「介護食の展示・食事介助と口腔ケア」「移動介護」を再編し、初めての試みとして、「認知症ケア」を実施しました。介護技術の発表者は共通事例を検討し、手順や配慮点をまとめた発表用シートを事前に作成の上、当日に臨みました。

発表では、ケア場面での声掛けのタイミング



介護福祉のプロを目指す、600人を超える学生が参加（就職相談コーナー）

や話題の選び方、声の大きさなどが、日常の実践と変わらぬよう、ピンマイクを通じて会場全体に伝わるよう配慮されました。利用者役を演じた学生からは「プロの技術に触れ、利用者にあった個別介護の大切さを学んだ」「就職したら自分も発表したんだ」との感想も寄せられています。

一方、研究発表と同時に開催した「就職相談コーナー」では、ハローワーク横浜と本会かながわ福祉人材センターが連携。94法人98ブースにて求人施設等の説明を行い、600人を超える学生の参加を得ました。

さらに大会会場内では、協賛企業による展示会（34社39ブース）を终日実施し、参加者からの質問に答えながら、介護用品等の商品説明を行う姿が目立ちました。



終日にぎわう企業協賛ブース

学生時代に就職相談コーナーを利用した経験があり、現在はケアワーカーとして活躍する参加者からは「学生時代とはまた違った刺激を受けた。日々の実践の中での学びが多くあるが、こうした職場外研修の機会もモチベーション向上につながる」などの感想が寄せられました。ほかにも「課題に取り組んだ成果だけでなく、評価を含む発表が増えてきた。継続して取り組んだ成果を何年後かにもう一度聞きたい」などの意見も挙がっています。

本大会における実行委員会委員の方をはじめ、多くの高齢者福祉従事者や教育関係者の協力と熱意に感謝するとともに、本会ではこれからもさまざまな立場にある機関・団体等と連携し、高齢者福祉・介護福祉の最前線を発信していきます。

（社会福祉施設・団体担当）

## 親族後見人のための講習会と相談会のご案内

- ◇日時=①9月28日(土)午後1時30分～5時、②11月2日(土)、③12月7日(土)いずれも午後1時～4時30分
- ◇会場=①鎌倉市福祉センター、②秦野市保健福祉センター、③イオンモール大和(大和市)
- ◇対象=親族後見人、親族後見人予定者、相談機関職員等
- ◇定員=講習会100名、相談会24名(応募者多数の場合は抽選)
- ◇申込締切=①9月20日(金)、②10月25日(金)、③11月27日(水)
- ◇問合先=本会かながわ成年後見推進センター  
☎045-312-5788 FAX045-322-3559  
URL <http://www.knsyk.jp>

## 障害者虐待防止・権利擁護研修のご案内

- ◇テーマ=障害者雇用と権利擁護、使用者による虐待
- ◇日時=9月21日(土)午後1時～5時(午後0時30分受付開始)
- ◇会場=かながわ県民センター
- ◇定員=250人(事前申込制・先着順)
- ◇問合先=神奈川県障害者権利擁護センター((N)神奈川県障害者自立生活支援センター)  
☎046-265-0604 FAX046-265-0664  
URL <http://www.kilc.org/>

## 2013年世界アルツハイマーデーイベントのご案内

- ◇内容=①対談「認知症と映画への思い」(和田秀樹氏・杉山孝博氏) ②映画鑑賞会『わたし』の人生-我

が命のタンゴ」

- ◇日時=9月23日(月)①午後1時～1時50分、②午後2時～3時50分
- ◇会場=県民共済プラザビル1階 みらいホール
- ◇定員=300人(事前申込制・先着順)
- ◇参加費=500円
- ◇問合先=(公社)認知症の人と家族の会神奈川県支部  
☎/FAX044-522-6801(月・水・金)  
URL <https://sites.google.com/site/kazokukanagawa/home>

## 第40回国際福祉機器展H.C.R. 2013のご案内

- ◇日時=9月18日(水)～20日(金) 午前10時～午後5時
- ◇会場=東京ビッグサイト
- ◇入場料=無料  
※事前もしくは当日登録制  
※一部プログラムは有料
- ◇問合先=(一財)保健福祉広報協会  
☎03-3580-3052 FAX03-5512-9798  
URL <http://www.hcr.or.jp>

## 社会福祉施設向け労働災害防止研修のご案内

- ◇テーマ=社会福祉施設の職場を安全に。腰痛・転倒災害を防ごう!
- ◇日時=9月30日(月)午後1時～5時
- ◇対象=施設長、労務・安全衛生担当者等
- ◇定員=50名(事前申込制)  
※定員に達し次第締め切り
- ◇費用=10,000円(割引制度あり)
- ◇申込方法=所定の参加申込書に記入の上、ファクス
- ◇問合先=中央労働災害防止協会教育推進部

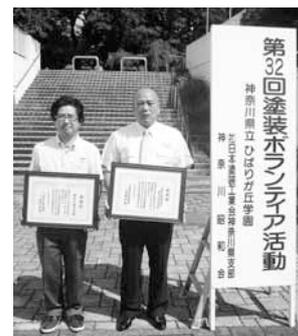
☎03-3452-6848 FAX03-3453-3449  
URL <http://www.jisha.or.jp/>

## 社会福祉会計簿記認定試験のご案内

- 経理事務担当者・経営者の会計業務水準の向上に向けた認定試験です。
- ◇試験日=12月1日(日)
- ◇会場=県社会福祉会館
- ◇受験料=初級6,300円、中級8,400円、上級(2科目)16,800円  
※上級の単科目受験は10,500円
- ◇受付期間=9月17日(火)～11月1日(金)
- ◇問合先=(社)神奈川県福祉研究会  
☎042-773-9266(担当:八木)

## 寄附金品ありがとうございました

【子ども福祉基金】結城純、佐藤和成  
【ともしび基金】天台宗神奈川教区、神奈川県ボウリング場協会、(福)湘南福祉協会総合病院湘南病院、ともしびショップなのはな(合計943,027円)  
【寄附物品】ともしび製品展示コーナーOB会、神奈川昭和会・(一社)日本塗装工業会神奈川支部、県足柄上保健福祉事務所保健福祉課、横浜市立中和田小学校PTA学年学級、神奈川県定年問題研究所、神奈川県遊技場協同組合・神奈川県福祉事業協会(いずれも順不同、敬称略)



県立ひばりが丘学園への塗装ボランティアに対し感謝状を贈呈。神奈川昭和会・大石猪一郎会長(左)と(一社)日本塗装工業会神奈川支部・佐護徹支部長(右)

## — 社会福祉施設の設計監理 —

# 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808  
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772  
E-Mail [yasue@yasue-sekkei.co.jp](mailto:yasue@yasue-sekkei.co.jp)  
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

印刷の事ならおまかせください  
●インフラット・用字・色  
●そのほか  
●ロゴ  
●マーク

お気軽にご相談ください!  
株式会社 **あんざい**  
横浜市港南区下永谷 3-24-29  
TEL 045-822-8497  
FAX 045-824-1303  
mail: [anzai@p-anzai.jp](mailto:anzai@p-anzai.jp)

## 市民活動の経験やネットワークを生かし、地域交流へ

地域交流拠点「街の家族」(横浜市青葉区)

高齢化が進み、空き家の目立ち始めた横浜市青葉区奈良町を拠点とする「街の家族」は、市民活動に熱心なメンバーの経験やネットワークを生かし、地域の人々との交流活動に取り組み、町の元気を取り戻そうと努めています。

### 地域に根差した活動に向けて

事務長の小笠原弘さんは、青葉区の市民活動団体交流事業で知り合ったメンバーたちと、東日本大震災の避難者支援に取り組み中で、地域に根差した活動の大切さを感じ、地域の人たちの交流拠点を構えることを決意しました。

そして、市民活動に理解のある家主さんの協力のもと、閑静な住宅地の空き家を確認し、地元のメンバーも加えた度重なる話し合いを経て、平成24年6月、「街の家族」が設立しました。

### 個々の居場所や役割を

「街の家族」では、まず、野



- ① 緑豊かな地域の魅力を語るテーブルコーディネーターの小板橋久美子さん
- ② 「ようこそ 街の家族へ！」建物の外観
- ③ 管理栄養士の長宗キヨミさんの手さばきに若いお母さんも興味津々
- ④ 「庭で採れた野菜が食卓に並ぶと嬉しい。参加者にも喜んでもらえます」と小笠原さん

菜栽培などを行う「憩いの庭」、食事づくりを学ぶ「憩いの台所」、子育てを支援する「街のリビングこども」の3つの事業を、それぞれつながりを持たせながらスタートしました。

ある日の昼時、庭で育てた野菜を管理栄養士の指導の下で調理し、食事をしながら母親同士が情報交換したり、お年寄りが子どもと遊んだり、参加者が個々の居場所や役割を見出し、生きいきとした表情を浮かべていました。

事業を通して、多くの人との出会いや、活動することの喜びを感じてもらいたい、というメンバー



◆街の家族  
横浜市青葉区奈良町1566-332  
E-mail machikazoku@yahoo.co.jp  
URL <http://www.machinokazoku.info/>

の思いは次第にかたちとなりつつあるようです。

### 地域の団体と連携を深めながら

「街の家族」を、より地域に根差したものにするために、地域のつながりづくりに向けた活動のさらなる広がりや、財源確保の必要性も明らかになってきました。

また、代表の岩間千秋さん、小笠原さんは「自治会など、地域のさまざまな団体との話し合いを増やすなど、相互理解に努めており、困りごとを抱える方への支援も連携して取り組みたい」と、これからの抱負を語られました。

(地域福祉推進担当)

※「街の家族」は、本会平成24年度地域福祉(ともしび)推進助成金助成団体です

## 平成25年度 福祉車両助成公募のお知らせ!!

公募による助成を行います。  
詳しくは右記ホームページをご覧ください。

- |        |   |
|--------|---|
| 応募資格   | 社会福祉法に基づく、第1種及び第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人・財団法人  |
| 応募方法   | ホームページからプリントアウトし、郵送にてお申し込みください          |
| 応募受付期間 | 平成25年9月3日(火)から平成25年9月24日(火)<br>【当日消印有効】 |



神奈川県遊技場協同組合 <http://www.kykk.com>

神奈川県福祉事業協会 <http://www.kykk.com/fukushi>

神奈川県遊技場協同組合・神奈川県福祉事業協会  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町1-6-10 神奈川県遊技場協同組合会館

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています